


島根県鳥獣保護区等位置図(令和7年度)

1 : 100,000

一法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょうー



この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟の際は、この図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者や、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りないように狩猟して下さい。

凡例 Legend	番号
鳥獣保護区 (◎印は指定を示す) Wildlife Protection Area	①~②
休 獵 区 Temporary Game Preserve Area	①
特定猟具使用禁止区域(銃) Certain Hunting Equipment Prohibited Area(銃)	①~⑦
自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	①
特別保護地区(△印は指定を示す) Special Protection Area	△1-△4
ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	⑥
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	③, ⑤
ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	①, ②, ④
指定猟法禁止区域(鉛製弾) Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Hunting with Lead Shot)	①
国 有 林 National Forest	
官 庁 造 林 地 Official Line Afforestation Place	

種別	名称	住所	電話番号
総合窓口	環境部 自然環境課	島根県庁 2階 305号室	085-961-3131
	環境部 自然環境課 鳥獣班	島根県庁 2階 305号室	085-961-3131
鳥獣保護区等指定区域	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
鳥獣保護区等指定区域	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111
	山口県庁	山口県庁 2階 201号室	083-821-2111

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●狩猟道徳を守りましょう。

- 狩猟マナー
- 1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
- 2. 獲物の数を狩猟可能な範囲を定め、確実に捕獲できたと判断した獲物だけを撃つこと。
- 3. わな、罠等に保護鳥獣がかかった場合は、たぐいに放獣すること。
- 4. 半矢に当たった場合は、追跡して回収すること。
- 5. 先着の狩猟者の先着をしないようにすること。
- 6. 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
- 7. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
- 8. 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を及ぼさないようにすること。
- 9. 山火事を起こさないように注意すること。
- 10. 山火事を起こさないように注意すること。
- 11. 電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているため、次のことに注意してください。

- (1) 安全装置を過信しないこと。
- (2) 矢先を確かめ、安全と捕獲の自信がなければ発射しないこと。
- (3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
- (4) 山林内の作業箇所での人身事故に注意すること。
- (5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●鳥根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。

●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止しています。

●鳥根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。

●環境省告示により、鳥根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

●出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

月日	区分	松江	浜田	隠岐の上
11月1日	日の出	6:29	6:32	6:29
	日没	17:13	17:18	17:11
11月15日	日の出	6:43	6:46	6:43
	日没	17:02	17:07	16:59
12月1日	日の出	7:09	7:12	7:10
	日没	16:56	17:02	16:53
1月1日	日の出	7:17	7:19	7:18
	日没	17:06	17:11	17:03
2月1日	日の出	7:16	7:19	7:17
	日没	17:18	17:23	17:15
2月15日	日の出	7:08	7:11	7:08
	日没	17:25	17:30	17:22
2月28日	日の出	6:55	6:58	6:55
	日没	17:59	17:54	17:52

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

●鳥根県における鳥獣捕獲の禁止

鳥根県には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されています。狩猟期間中の電線による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意をいたし、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。なお、電話線の通達等、詳しくは最寄りのNTTへおたずねください。

令和七年十一月